

第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

（興行場等の定員）

第13条の2 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）の定員は、次の各号に掲げる客席の用途に供する部分の使用形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により計算した席数の合計による。

- (1) 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席を1席として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- (2) 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席ごとにその正面の幅を40センチメートルで除して得た数値（その数値に1未満の端数があるときは、その端数を1に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）をもつて当該いす席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- (3) まず席を設ける部分については、当該部分にある一のみす席ごとにその床面積を0.3平方メートルで除して得た数値をもつて当該まず席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- (4) 棧敷席を設ける部分については、当該部分として使用される棧敷席の区画ごとにその床面積を0.3平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- (5) 立見席を設ける部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を0.2平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- (6) 使用形態が特定できない部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を0.5平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

〔解説〕

本条は、条例を適用する際の定員の算出方法を規定したものであり、計算例を示すと次のとおりである。

①個人別のいす席...定員=いす席数



（敷地と道路との関係）

第14条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの7分の1以上が接しなければならない。

興行場等の定員の合計数（単位人）	道路の幅員（単位メートル）
300 以下	4
301 以上 600 以下	5
601 以上 900 以下	6
901 以上 1,500 以下	8
1,501 以上	11

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

興行場等の定員の合計数 （単位人）	道路の幅員（単位メートル）	
	一の道路	他の道路
900 以下	4	4
901 以上 1,500 以下	6	4
1,501 以上	8	6

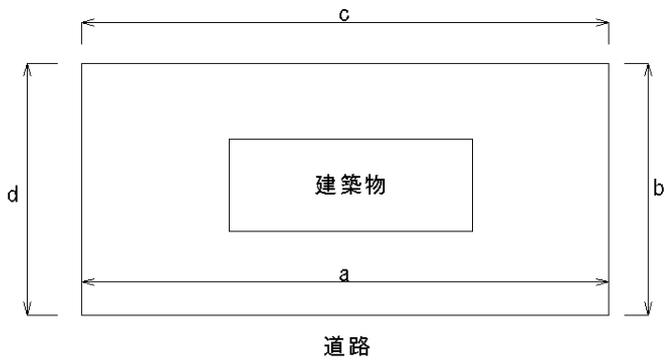
3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

- 1 本条は、興行場等の用途に供する建築物の敷地について、その定員の合計数の区分に応じ、敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定めたものであり、都市計画区域内に限り適用される。
- 2 第1項及び第2項の制限は、興行場等は一般に在館者密度が高く、火災その他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際消防車等の活動を妨げることのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたものである。第1項は、敷地が一の道路にのみ接する場合で興行場等の定員の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの7分の1以上が接しなければならない道路の幅員を定めているものであり、これを図示すれば次のとおりである。なお、本条は第1項若しくは第2項のいずれかに適合していれば良い。

(第1項)

敷地と道路との関係図



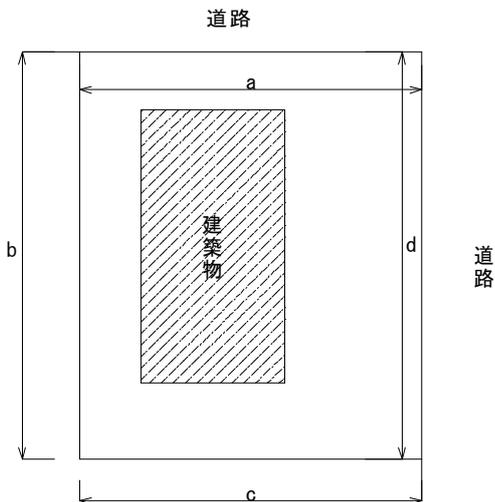
興行場等の定員の合計数 (単位人)	道路の幅員 (単位m)
300 以下	4 以上
301 以上 600 以下	5 以上
601 以上 900 以下	6 以上
901 以上 1,500 以下	8 以上
1,501 以上	11 以上

敷地は道路に $1/7$ 以上接すること

(注 $a \geq (a+b+c+d)/7$)

3 第2項は、敷地が2以上の道路に接する場合の規定で、一方向の道路に対し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利であり、第1項を緩和した規定になっている。興行場等の定員の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの3分の1以上が接しなければならない2以上の道路の幅員を定めたものであり、これを図示すれば次のとおりである。

(第2項)



興行場等の定員の合計数 (単位 人)	道路の幅員 (単位 m)	
	一の道路	他の道路
900 以下	4	4
901 以上 1,500 以下	6	4
1,501 以上	8	6

敷地は道路に $1/3$ 以上接すること

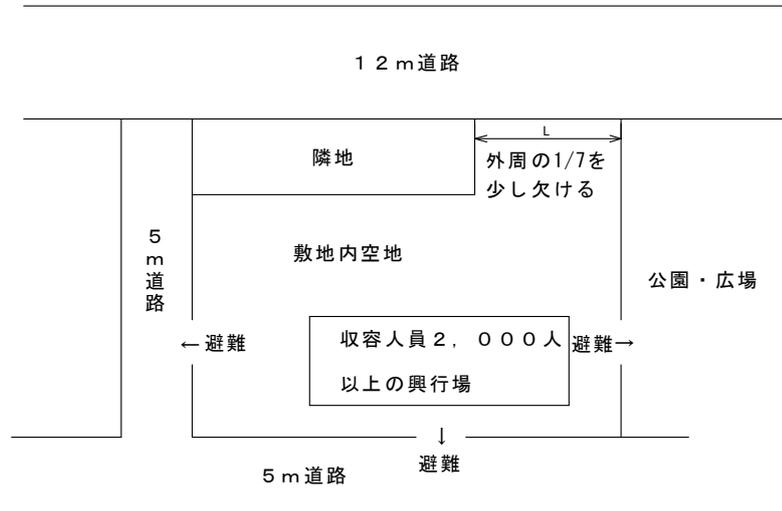
(注) $a+d \geq (a+d+c+d)/3$

第3章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第13条の2～第22条の3）

- 4 第3項は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。想定されるケースとしては第5条ただし書の解説と同様である。

（第3項の例）



（前面空地）

第15条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設けなければならない。

2 前面空地の面積は、0.1平方メートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。

3 前面空地の地盤面からの高さが3メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

4 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地とみなして第1項及び第2項の規定を適用する。

〔解説〕

1 本条は、興行場等における前面空地の設置義務を課するとともにその要件を定めたものであり、都市計画区域内外を問わず適用される。本条の趣旨としては、興行場等は、その用途上使用する人数が一時的に集中するため通常の通行及び火災等非常時の避難の安全を確保しようとするところにある。

2 前面空地とは、主要出入口における混雑防止及び避難のための空地であり、その位置は主要出入口の前面に設けなければならない。

3 前面空地は、第2項の規定により算出した数値以上の面積が必要であり、主要出入口の前面に設けることとなるが、第16条の規定により、主要出入口は道又は屋外の通路に面しなければならないこととなっているので注意が必要である。

4 前面空地は、原則、天空を確保する必要があるが、第3項は、前面空地の地盤面からの高さが3メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分を出して設けることができることとしたものである。

5 第4項は、興行場等が、百貨店やビル等複合用途建築物の2階以上又は地階にある場合にはその階の床を地盤面とみなして第1項及び第2項の規定を適用することとしたものである。

なお、興行場等の主要出入口が避難階にある場合は、その建築物から外部に通ずる出入口のひとつを主要出入口とみなし、前3項の規定が適用される。

また、本項を適用し、建築物の内部に前面空地を確保した場合は、外部に確保する必要はない。

（屋外に通ずる出入口等）

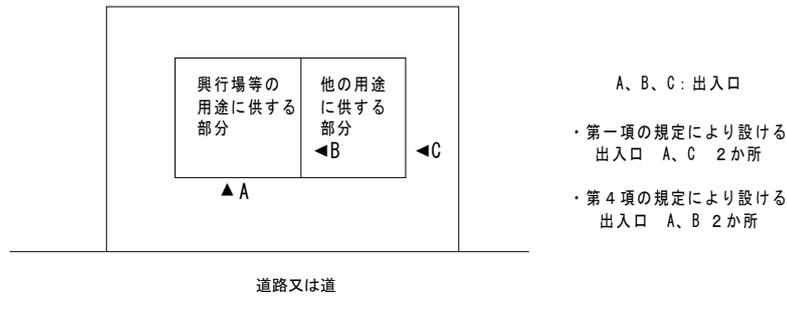
第16条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 出入口は、避難上有効な位置に2以上設けること。
 - (2) 出入口は、道（都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路をいう。第44条第2項第1号を除き、以下同じ。）又は屋外の通路に面すること。
 - (3) 出入口の幅員は、1メートル以上とすること。
 - (4) 出入口の幅員の合計は、0.8センチメートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、一の建築物の2以上の階に興行場等がある場合で、次条第3号ただし書に規定する構造の直通階段を設けるときは、0.8センチメートルに各階の興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- 2 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅員の合計以上としなければならない。
- 3 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通ずるよう設けなければならない。
- 4 第1項（第2号及び第4号ただし書を除く。）の規定は、興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口」とあるのは「興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないもの」と、同項第1号中「2以上」とあるのは「2（興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該興行場等にその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口であるものがあるときは、2から当該屋外に通ずる出入口であるものの数を控除した数）以上」と読み替えるものとする。

〔解説〕

- 1 本条は、興行場等の出入口の数、幅員、設置場所等についての基準を定めたものであり、都市計画区域の内外を問わず適用される。
- 2 第1号は、火災その他緊急時に避難者が1つの出入口に集中しないよう出入口を2箇所以上設けることを義務付けたものであり、避難方向が一方向に偏らないよう避難上有効な位置に設けることとしたものである。
- 3 第3号は、平成3年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を図り、1メートル以上を確保することを規定したものである。
- 4 第4号は、定員に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるよう規定したものである。
- 5 第2項及び第3項は、出入口が面する屋外の通路の幅員等について規定したものである。

6 第4項は1つの建築物の中に複数の興行場等が設置される場合又は興行場等以外の用途と複合して設置される場合に、興行場等の用途に供する部分（1つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分）から、その他の部分への出入口を2以上設けなければならないことを規定したものである。この場合に、興行場等の用途に供する部分から直接屋外に出ることができる出入口については、その数を減じた数として良いこととした。この場合を図示すれば下のとおりである。



（直通階段の配置等）

第17条 興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 直通階段は、客席の用途に供する部分の出入口又は客用の廊下等の付近に配置し、かつ、当該直通階段の1以上は、主要出入口の付近に配置すること。
- (2) 前号の規定により主要出入口の付近に配置された直通階段の幅員の合計は、次号に規定する幅員の合計の2分の1以上であること。
- (3) 各階における直通階段の幅員の合計は、0.8センチメートルにその直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）の興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、直通階段を特別避難階段又は前室若しくはバルコニー付の屋外避難階段としたときは、0.8センチメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- (4) 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- (5) 直通階段には、回り段を設けないこと。

〔解説〕

- 1 本条は、興行場等の客席部からの円滑な避難を確保するために直通階段の配置及び幅員等を定めたものである。第1号及び第2号により興行場等の用途に供する部分の主要出入口の付近には、必要とされる幅員の2分の1以上の幅員をもつ直通階段を設置することとしているが、これは一般に避難者が非常時に最初に避難しようとする方向は、日常的に使用する経路又は出入口の方向と考えられるためである。
- 2 第4号は、火災時に客席部から直接煙が階段室に流入することを防ぐために設けた規定である。
- 3 らせん階段や折り返し階段の踊り場部分に設けられる回り段は踏み面の寸法が階段の内側と外側とで異なり、一時に多数の避難者が集中すると転倒する等の混乱を招く恐れがあるため、第5号により客用の直通階段には回り段を設けてはならないこととしている。

（客用の廊下等）

第18条 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 廊下の幅員は、興行場等の定員に応じて次の表の数値以上とすること。

興行場等の定員 （単位人）	主要出入口に接する廊下の幅員 （単位センチメートル）	その他の廊下 （単位センチメートル）
300 以下	200	120
301 以上	右の数値に興行場等の定員が 300 人を 超える部分について 100 人までごとに 10 を加えて得た数値	同上

(2) 客席の用途に供する部分の出入口の扉は、前号に規定する幅員の2分の1以上を妨げないこと。

(3) 廊下の幅員は、原則として避難する方向に向かつて狭くしないこと。

(4) 廊下は、行き止まり状となる部分の長さを 10 メートル以下とすること。ただし、行き止まり状の部分の先端付近に避難上有効なバルコニー又はこれに類するものを設けた場合は、この限りでない。

(5) 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 傾斜路とする場合は、こう配を 12 分の 1 以下とすること。

ロ 階段状とする場合は、各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは 15 センチメートル以下、踏面は 30 センチメートル以上とすること。

〔解説〕

1 本条は、興行場等の客用の廊下の幅員及び構造等について定めたものである。

なお、客用の廊下とは、避難経路に使用される廊下のみならず、それらと形態的に一体となっている部分も含むものである。

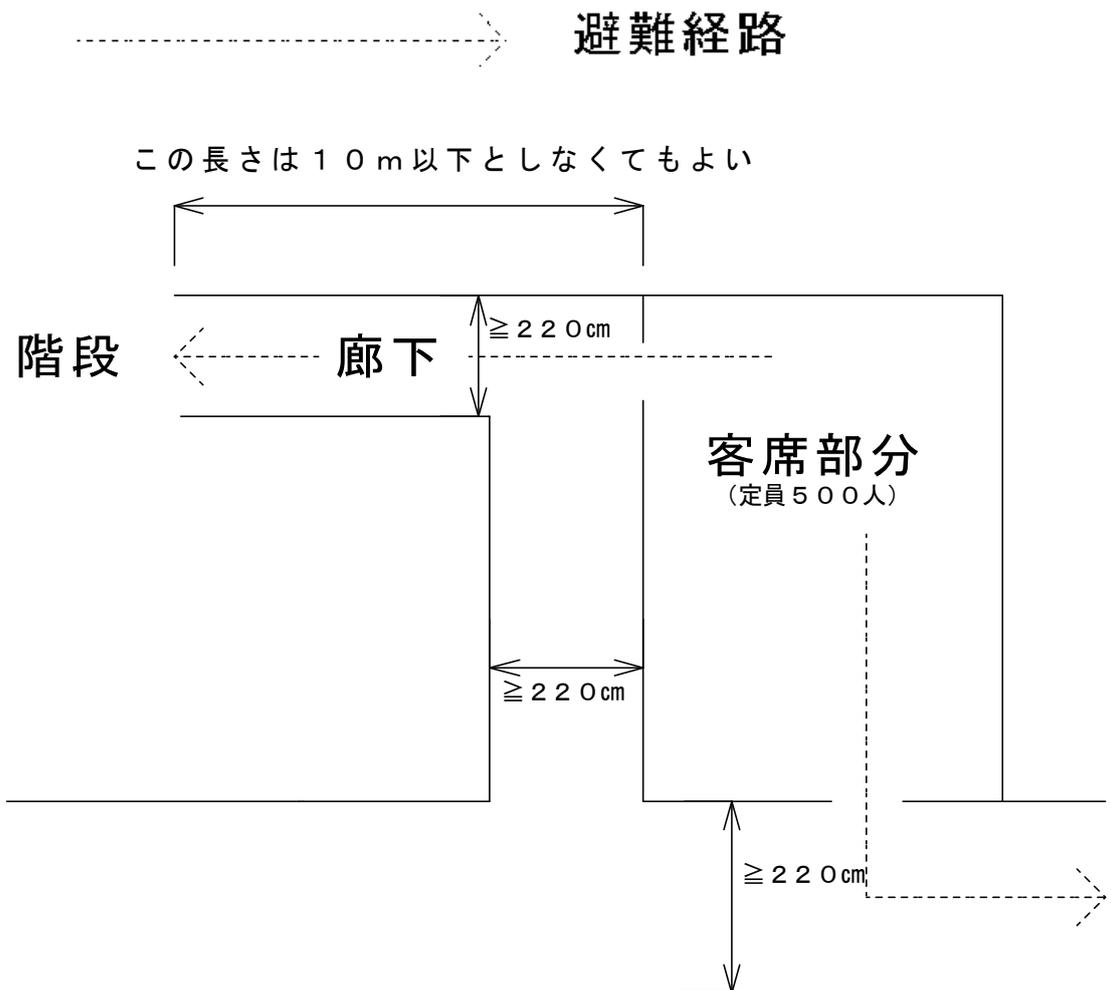
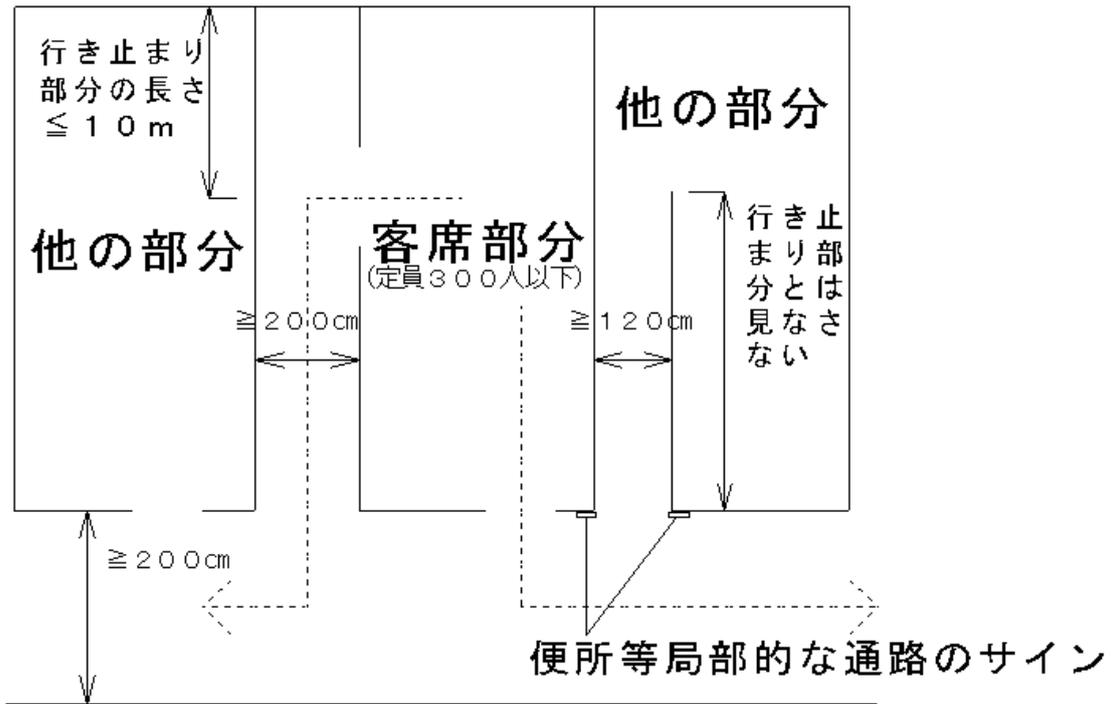
2 第1号は、興行場等の定員に応じた廊下幅を規定している。

なお、その他の廊下とは、長さ、配置、形態等が便所等へ行くためだけの局部的な廊下で、緊急時に避難する人が使用しないことが明らかなものである。

3 第3号は、第1号により必要幅を確保した廊下で、柱型など局部的に狭くなるものを除いて避難方向に狭くしてはならないこととしている。

4 第4号は、避難経路に不慣れな避難者が廊下の出口のない部分に迷い込むことがないように設けた規定である。

これを図示すれば次のとおりである。



（客席の用途に供する部分の出入口）

第18条の2 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口は、当該出入口の設けられた客席の用途に供する部分ごとに次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 出入口の数は、客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて次の表に定める数以上とすること。

客席の用途に供する部分ごとの定員（単位人）	出入口の数
30 以下	1
31 以上 300 以下	2
301 以上 600 以下	3
601 以上 1,000 以下	4
1,001 以上 1,500 以下	5
1,501 以上	6

(2) 出入口を2以上設ける場合は、避難上有効に配置すること。

(3) 出入口の幅員は、1メートル以上とすること。

(4) 出入口の幅員の合計は、0.8センチメートルに客席の用途に供する部分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

〔解説〕

- 1 本条は、客席の用途に供する部分から直接出ることができる出入口について規定したものであるが、客席部が上下二層に分かれているなど直接相互に行き来できない別々の部分に分かれている場合は、それぞれの区画ごとに各号を適用する。
- 2 第1号は客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて必要な出入口の数を規定したものであるが、あらゆる客席からの二方向避難を確保するという原則から、客席部からの出入口は最低2つは必要である。しかし、1で述べたとおり各区画ごとに適用を受けるため、ボックス席等の極めて小規模な客席部に対しては2つの出入口を設けることは事実上困難であり、その必要性も低いことから、定員が30人以下の部分は1か所で良いこととしている。
- 3 第2号は、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなくなることがないように、互いに十分離してかつ避難上有効な位置に設置するよう規定したものである。
- 4 第3号は、平成3年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を図り、1メートル以上を確保することを規定したものである。
- 5 第4号は、通過人数に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるように規定したものである。

（客席の構造）

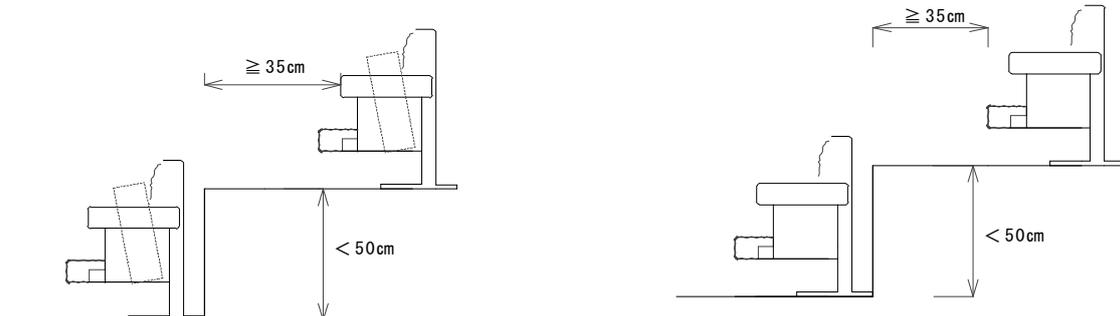
第18条の3 興行場等の客席の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いす席については、いすの前後間隔（前席いすの最後部と後席いすの最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）を水平投影距離で35センチメートル以上とすること。
- (2) 立見席については、立見席以外の客席の後方に配置し、縦通路に面すること。
- (3) 立見席の前面及び主階以外にある客席の前面には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。
- (4) 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が50センチメートル以上あるときは、当該客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。

〔解説〕

- 1 本条は、避難の安全性を確保するため、客席の構造を規定したものである。
- 2 第1号で規定する、いす席の場合のいすの前後間隔の測定は、人が着席していない状態で行い、座る部分が自動的に跳ね上がるタイプでは、跳ね上がった状態で測定する。
- 3 第2号は立見席を設ける場合は、側方の縦通路の一部を立見席とすると避難路としての確保が困難であるので、客席部の後方に配置し、縦通路に面することとした規定である。
- 4 第3号は、立見席の前面には安全上及び境界の明確化のために、また、主階以外の客席の前面には落下防止のために、高さ75センチメートル以上の手すりの設置を義務づけたものである。

（客席の構造）



座る部分が自動的に跳ね上がるタイプ

座る部分が跳ね上がらないタイプ

（客席の用途に供する部分の通路の配置等）

第18条の4 興行場等の客席がいす席の場合の客席の用途に供する部分の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 客席の横列の8席（いすの前後間隔が35センチメートルを超えるときは、1センチメートルを増すごとに8席に1席を加えた席数とし、20席を限度とする。）までごとに両側に縦通路を設けること。ただし、縦通路によつて区分されることとなる客席の横列が4席（いすの前後間隔が35センチメートルを超えるときは、2センチメートルを増すごとに4席に1席を加えた席数とし、10席を限度とする。）以下の場合には、客席の片側のみに縦通路を設けることができる。
- (2) 縦通路の幅員は、客席がその両側にある場合にあつては80センチメートル以上、客席がその片側のみにある場合にあつては60センチメートル以上とすること。
- (3) 客席の縦列の20席までごとに横通路を設け、その幅員は、1メートル以上とすること。
- (4) 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが10メートル以下のときは、この限りでない。
- (5) 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが10メートル以下のときは、この限りでない。

2 客席の用途に供する部分の両側に幅員が80センチメートル以上の縦通路を設け、かつ、次の表に定めるところにより、横列の客席数及びいすの前後間隔に応じて、縦列の客席数ごとに客席の用途に供する部分の両側に出入口を設けた場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、横列の客席数は、60席を超えてはならない。

横列の客席数	いすの前後間隔 (単位センチメートル)	一の出入口を設ける 縦列の客席数
8席以下	35以上	15席以下
9席以上12席以下	40以上	10席以下
13席以上20席以下	50以上	6席以下
21席以上30席以下	60以上	4席以下
31席以上40席以下	60以上	3席以下
41席以上60席以下	60以上	2席以下

3 興行場等の客席がます席の場合は、当該ます席は、幅員が40センチメートル以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。

4 通路を傾斜路とする場合は、こう配を10分の1（滑り止め等を設けたときは、8分の1）以下としなければならない。

5 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場合において、階段状の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

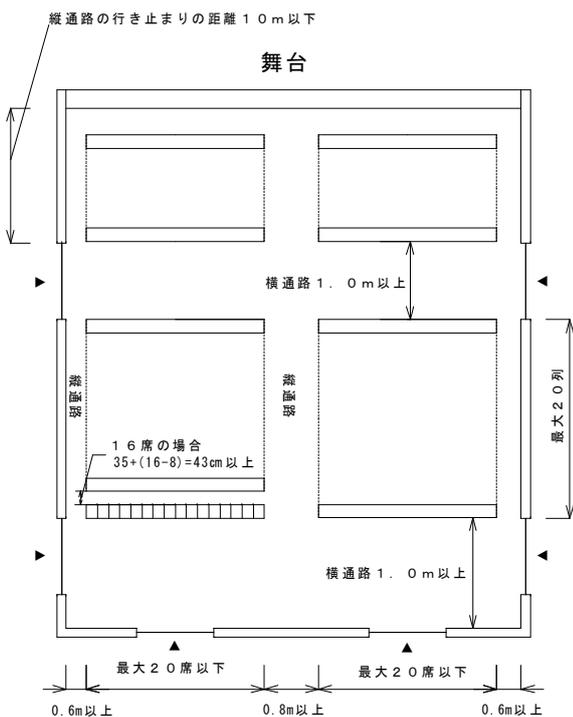
- (1) 各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは18センチメートル以下、踏面は26センチメートル以上とすること。

(2) 通路の高低差が3メートルまでごとに、横通路又は廊下等に連絡するずい道に通じていること。ただし、通路のこう配が5分の1以下の場合、この限りでない。

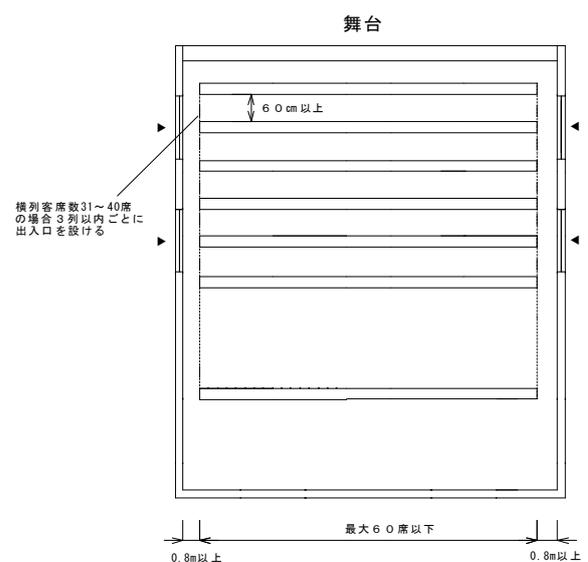
〔解説〕

- 1 第1項は、いす席を設ける場合の客席部分の通路の配置等について規定したものである。
 第1号及び第2号は、客席の横列の一定の座席以内ごとに縦通路を配置しなければならない事及びその最低幅員を定めている。
 第3号は客席の縦列の20席以内ごとに幅員1メートル以上の横通路を設けなければならないとしている。
 第4号及び第5号により、縦通路は横通路及び客席部の出入口に直通しなければならないことを、横通路は客席部の出入口に直通しなければならないことを規定している。この場合、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが10メートル以下のときは、行き止まりの通路を許容している。また、ただし書の客用の用途に供する部分の出入口までの長さとは、縦通路と横通路の中心線が交差する点から出入口までの距離である。
- 2 第2項の規定は、客席部の両側に縦通路のみを設けた客席配置形式（コンチネンタル形式と呼ばれるもの）の規定である。この形式の場合、横列の客席数が増加するにしたがって、前後間隔を広くし、出入口を設ける間隔も短くすることによって、第1項と同等の避難上の安全性を確保しようとするものであり、第2項によった場合は第1項の規定は適用しない。
- 3 第5項は、通路に段を設けることを原則禁止し、やむを得ず段を設ける場合の規定である。

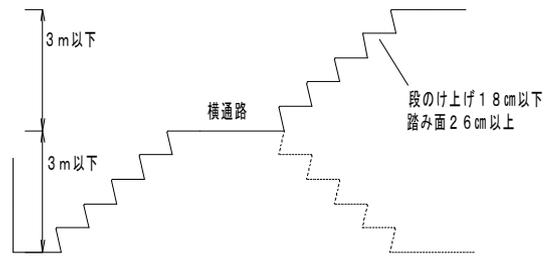
(第1項)



(第2項)



(第5項)



高さ3m以内ごとに、横通路または
ずい道を設けて廊下または出入口に通じさせる
こと。(通路の勾配が1/5を超える場合)

第19条から第21条まで 削除

（客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画）

第22条 定員が300人を超える興行場等は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分（当該部分の床面積が100平方メートル以下のものを除く。）と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

2 定員が1,500人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。

〔解説〕

1 本条は、興行場等の客席部と舞台部との防火区画について定めたものである。

なお、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分が100平方メートル以下の小規模な映画館、ホール等は客席数も限られ、安全上及び避難上支障がないと考えられるため本条の適用をしないものとしたものである。

2 第1項は、定員が300人を超える興行場等については、舞台部分と客席部分とを区画するため、政令第112条第2項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁を設けるとともに、その開口部には防火幕等を設けなければならないものとし、第2項においては、定員が1,500人を超えるものの開口部には、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁及び自動閉鎖式の特定防火設備等を設けなければならないものとした。

（主階が避難階以外の階にある興行場等の構造）

第22条の2 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物（法第27条第1項の規定に適合するもの（政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）は、耐火建築物としなければならない。ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、この限りでない。

2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第112条第19項第2号に定める特定防火設備を設けなければならない。

〔解説〕

- 1 本条は、興行場等の主階が避難階以外にある建築物の防火及び避難上の安全を確保するために設けた規定である。
- 2 第1項は、このような建築物は防火及び避難上安全性が劣るため、耐火建築物としなければならないとしたものである。ただし、政令第110条第2号に掲げる基準に適合する建築物及び階数が3以下で、延べ面積が200平方メートル未満の建築物は、適用除外とするものである。
- 3 第2項は、このような建築物で他の用途との複合建築物の場合に興行場等の用途に供する部分を政令第112条第2項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で異種用途区画と同等の防火区画を義務づけたものであり、開口部には常時閉鎖又は煙感知器連動の特定防火設備の設置を義務づけている。

（興行場等に係る規定の適用除外）

第22条の3 この節の規定は、知事が興行場等の用途に供する建築物の位置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

本条は、特殊な構造方法等による興行場等の出現に対応するため、この節によるものと同等以上に、安全上、防火上及び避難上支障がないと知事が認める場合には、興行場等に係る各規定を適用しないことができるとしたものであり、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。